

平成29年10月16日

お客さま各位

株式会社 岩手銀行

個人番号（マイナンバー）の利用目的の変更について

株式会社岩手銀行（代表取締役頭取：田口幸雄、以下「当行」）は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、個人番号または個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を別紙のとおり変更することをお知らせいたします。

なお、変更日は、預金口座付番が開始される平成30年1月1日からといたします。

当行は引き続き、お客さまからご申告いただいたマイナンバーを、法令に則り厳格に管理いたします。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 岩手銀行 リスク統括部 コンプライアンス室 佐々木
電話 019-624-8495（直通）

以 上

※変更部分に下線を付しております。

個人番号の利用目的について

お客さま各位

岩手県盛岡市中央通1丁目2番3号
株式会社 岩手銀行

株式会社岩手銀行は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」といいます。)に基づき、お客さまの個人番号を、下記利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

(※11については、平成30年1月1日からといたします。)

記

1. 金融商品取引に関する法定書類作成・届出事務
2. 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
3. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
4. 教育資金管理契約に関する法定書類作成事務
5. 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
6. 生命保険契約等に関する法定書類作成事務
7. 損害保険契約等に関する法定書類作成事務
8. 信託取引に関する法定書類作成事務
9. 金地金等取引に関する法定書類作成事務
10. 上記のほか所得税法等の法令に基づく法定書類作成事務
11. 預金口座付番に関する事務

以 上